

国際相続は  
どうやるの？

とりあえず相続放棄、で  
ホントに大丈夫？

寄与分は  
どこまで認められる？

優先すべき  
依頼者の利益とは何なのか？

つまずかない  
シリーズ  
第5弾！

こんなところでつまずかない！

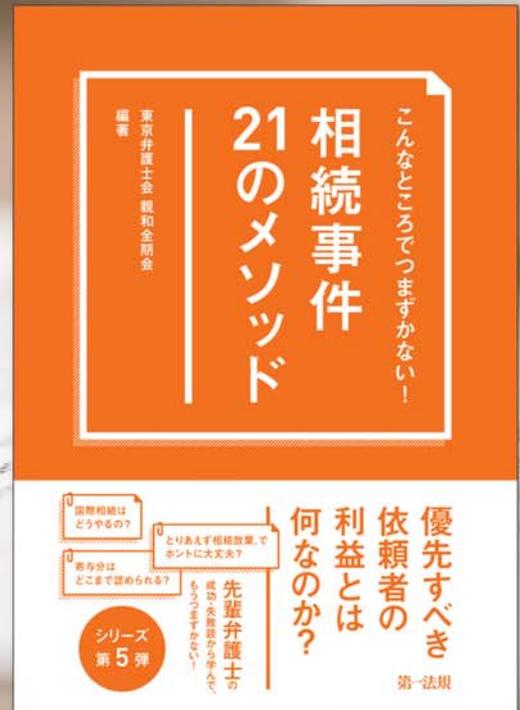
# 相続事件21のメソッド

東京弁護士会 親和全期会 編著

A5判/252頁 定価：本体2,500円＋税

## 本書の特色

- ◆相続事件の実務において、つまずきやすいポイントを先輩弁護士が21のメソッドごとに体験談を紹介する唯一の書籍！
- ◆相続事件対応の実務が分からない、身近に業務の悩みを相談できる先輩がいないといった若手弁護士へのアドバイスブック！
- ◆「生命保険と相続財産・税金の問題」、「お墓の相続～祭祀承継～」等について解説したコラムも多数掲載！
- ◆相続事件で悩んでいる先輩弁護士にも読んでほしい一冊！



## 姉妹書

『こんなところでつまずかない！ 弁護士21のルール』  
『こんなところでつまずかない！ 交通事故事件21のメソッド』  
『こんなところでつまずかない！ 離婚事件21のメソッド』  
『こんなところでつまずかない！ 不動産事件21のメソッド』  
東京弁護士会 親和全期会 編著 も好評発売中！



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

▶ 遺言能力を疑え

——遺言能力。誰でも聞いたことのある言葉であるはずだが、実際に遺言無効確認訴訟を担当しようとする、とても難しい。

翻って、そもそも認知症を患っている依頼者でも、遺言能力を欠くとはいえず、そのような依頼者から、遺言書の作成を依頼されることも珍しくはない。弁護士としては、後日遺言の有効性が争われる可能性があることを前提に、どのような点に注意して遺言書を作成すべきなのだろうか。

遺言能力とは？

遺言能力。とても有名な言葉ですが、意外とその判断基準を明確にしている裁判例や文献は、あまり存在しません。

- ・遺言能力とは、遺言事項を具体的に決定し、その法律効果を具体的に弁識するのに必要な判断能力をいう。
- ・一般的に、行為能力よりは低くてもよい。
- ・具体的に行われた遺言との関係で遺言能力の有無が判断されており、その際、その遺言を作成する動機があったかも重要な斟酌事由とされている。
- ・遺言者が認知症に罹患している事例で争われることが多いが、認知症

カルテは信用ならない！？

弁護士 5 年目 男性

初めての遺言無効事件

弁護士になって 2 年目に差し掛かる頃、遺言無効で訴えられているとのご相談を受けました。

相談者の父が作成した「遺言者の子である依頼者へ全財産を相続させる」と書かれた公正証書遺言につき、父が生前、認知症に罹患していたことを理由に、認知症との診断が書かれているカルテが証拠として提出され、遺言無効を主張されてしまっているとのことでした。

実際、証拠提出されたカルテを見ると、遺言作成前の時点で認知症の診断がなされており、長谷川式簡易知能評価スケールでも相当低い点数（認知症の程度は「やや高度」と判断される点数）が出ていました。認知症の場合、確かに遺言能力は否定されやすいです。

しかし、そもそも、認知症などがなければ遺言能力は争われないでしょうし、「遺言無効を認めさせるのは難しい」とは、知識としても知っていました。

「どこかに突破口があるはず」  
そう思った私は、本件を受任することとしました。

カルテ依存放棄

まずは、相手がどんな証拠を提出しているか、ざっと見ました。その後調べた結果も踏まえながらお話しすると、この時点で、相手

遺言無効における注意事項

長谷川式簡易知能評価スケール

遺言無効が争われる場合、依頼者も大きな利害関係をもち、必死に周辺知識を調べてくるため、法律以外の分野についても、ある程度の知識をもっておくべきでしょう。

特に、長谷川式簡易知能評価スケールは、対象者の是非弁別能力を判断する際によく使われます。見方や点数がもつ意味をよく認識しておきましょう（たまた「点数が高いと認知症の程度が高い」といった誤った理解をしている方も見受けられます。ご注意ください）。

文献や裁判例をよく見てみましょう

**先輩弁護士の  
成功・失敗談から学んで、  
相続事件で、  
もうつまづかない！**

Contents

- Method 01 ▶ 初期対応を誤るな —— 相続事件の心構え
- Method 02 ▶ 見通しを立てて臨め —— 手続の選択
- Method 03 ▶ 利益相反くれぐれもご用心 —— 利益相反
- Method 04 ▶ 戸籍はドラマ —— 相続人の探し方
- Method 05 ▶ 相続財産を探し漏らすな —— 相続財産(等)の探し方
  - Column ▶ 生命保険協会への弁護士会照会が終了
- Method 06 ▶ 錯綜する関係者をまとめ上げろ —— 相続人の整理
- Method 07 ▶ 甘い見通しはトラブルのもと —— 特別受益・寄与分
- Method 08 ▶ 株式・不動産の評価は踊る —— 株式・不動産の評価
  - Column ▶ 地番って何だ？
  - Column ▶ 生命保険と相続財産・税金の問題
- Method 09 ▶ 遺産分割キホンのキ —— 遺産分割①
  - Column ▶ 法定相続情報証明制度
- Method 10 ▶ 戦場は家裁だけじゃない —— 遺産分割②
- Method 11 ▶ 裁判所に申述するだけ、ではない —— 相続放棄
  - Column ▶ 相続放棄と再転相続
- Method 12 ▶ 誰も使わない？ 限定承認 —— 限定承認
- Method 13 ▶ 将来を見据えた遺言を作成せよ —— 遺言の方式・遺言の本身
  - Column ▶ エンディングノート
  - Column ▶ お墓の相続～祭祀承継～
- Method 14 ▶ 遺言能力を疑え —— 遺言能力
- Method 15 ▶ 遺言書があっても遺産分割はできません —— 遺言と遺産分割
- Method 16 ▶ 遺言執行は誰のため？ —— 遺言執行
- Method 17 ▶ 遺留分を極めてこそプロ —— 遺留分
- Method 18 ▶ 相続と税金は切っても切れない間柄 —— 相続と税金
- Method 19 ▶ 国際相続は他人事ではない —— 国際相続関係
- Method 20 ▶ 金融機関はどこまで対応してくれる？ —— 金融機関対応
- Method 21 ▶ 会社に争族を持ち込ませるな —— 事業承継
  - Column ▶ 中小企業経営承継円滑化法の遺留分特例の運用状況

詳細・お申し込みはコチラ  
<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 相続事件21

検索

CLICK!